青森市斎場条例(平成十七年条例第二百十二号)新旧対照表

改正後	改正前
第一条~第七条 (略)	第一条~第七条 (略)
(指定管理者による管理) 第八条 斎場の管理は、青森市公の施設に係る指定 管理者の指定手続等に関する条例(平成十七年青 森市条例第三十号)に基づき市長が指定するもの に、これを行わせ ることができる。	(指定管理者による管理) 第八条 斎場の管理は、青森市公の施設に係る指定 管理者の指定手続等に関する条例(平成十七年青 森市条例第三十号)に基づき市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に、これを行わせ る。
2 前項の規定にかかわらず、斎場の整備及び運営を行う者(以下この項において「事業者」という。)を選定するために設置した委員会において選定された事業者があるときは、当該事業者を斎場の管理を行うものとして指定し、これを行わせることができる。	(新設)
(指定管理者が行う管理の業務) 第九条 指定管理者 <u>(前条の規定により指定するものをいう。)</u> は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。 一~五 (略)	(指定管理者が行う管理の業務) 第九条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。 -~五 (略)
第十条 (略)	第十条 (略)